

平成22年度事務事業実績及び前期4年間取組評価表

事務事業名	成年後見制度等利用支援事業	会計	介護保険	事業No.	229	施策順No.	35-038
		事業種別	政策・その他	予算科目	5-2-1-50-9		
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり			課等名	介護高齢課		
施策	35 高齢者福祉の推進			事業期間	開始	18	終了

1 事業の目的

事業の目的は「対象」を「意図」した状態にすることです	対象	意志能力が低く支援の必要性のある高齢者						A十分達成した Bどちらかといえれば達成した Cどちらかといえればできていない Dほとんど達成できていない	
	誰、何に	具体的な数値で表すと(対象指標)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
	意図	成年後見制度の申し立てが必要な高齢者を制度利用に結びつけ、安心して暮らせるようにする。							
	対象をどう変えるか	事業の成果を具体的な数値で表すと(成果指標)	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度目標	22年度実績		23年度目標
		成年後見制度相談者予想数		10	10	10	15		
		相談件数/対象者数×100%	20	20	40	50	140	100	A
22年度の目標達成度に対する振り返り【政策的事業のみ評価】	制度の認知度も少しずつ高まっており、相談者数は予想を上回った。								

2 手段(具体的な取り組み内容)

事業の制度(仕組み)説明	高齢者の権利擁護を図るため、地域包括支援センターと連携を取りながら相談業務に当たり、必要に応じて成年後見等の申し立てを支援する。飯田市成年後見制度支援事業要綱に基づく市町村長による後見開始、補佐開始または補助開始の審判等の請求に係る申し立て費用・後見人報酬を市が負担する。(求償権有り)		
	事業内容	名称	活動量・単位
22年度事業内容	1 地域包括支援センターと連携して相談業務に当たり、必要に応じて成年後見等の申し立てを支援する。 2 市長による成年後見の申し立てを実施。 3 成年後見制の市長申し立ての対象者要件の緩和を図り、新要綱を作成する。	1 後見・補助・補佐相談件数 2 申し立て件数	1 14件 2 2件
23年度実施計画	1 地域包括支援センターと連携して相談業務に当たり、必要に応じて成年後見等の申し立てを支援する。 2 市長による声援後見の申し立てを実施。 3 成年後見制度の利用促進のため、関係する団体との連携を図り、広報や相談の取組みを進める。	1 後見・補助・補佐相談件数 2 申し立て件数	1 15件 2 1件

3 事業コスト

事業費	(千円)		22年度予算額	22年度決算額	23年度予算額	特定財源内訳、補足事項
	特定財源	国庫支出金	319	1	317	
		県支出金	160	1	159	
		起債				
		その他		10	9	
		一般財源	320	1	317	
		計(A)	799	13	802	
		正規職員所要時間		80		
		臨時職員等所要時間				
		人件費計(B)		286		
		トータルコスト A+B		299		

地域支援事業交付金の任意事業
国40% 県20% 市20% 1号保険料20%
(そ)成年後見申立費用本人負担金

4 事業に対する市民や議会の意見

<p>制度の周知を図り、制度の普及・定着により高齢者の権利擁護を推進されたい。 サポートネットワークを補完するリーガルサポートセンターの設置について市の支援を検討されたい。 市長が行うことのできる裁判所への申し立て要件の緩和について検討されたい。</p>

5 行財政改革の取組内容【経常的事業のみ評価】

行財政改革の取組区分	【記載不要】	具体的な取組事項	【政策的事業のため記載不要】
21年度決算と比べての効果額(千円)	【記載不要】	効果額説明(算出根拠)、特殊要因	【政策的事業のため記載不要】

6 前期4年間の取組評価(総括)

上位の施策への結びつき	上位施策の目的	安んじていきいき暮らせる	施策の成果指標又はムトス指標	安んじて暮らせている高齢者の割合
この事務事業は施策の目的達成にどのように貢献しましたか	4年間の振り返り	高齢者の権利を擁護する制度であり、安んじて暮らせる目的に結びつく。		
	後期に向けた課題	事業利用促進のため広報活動が必要である。		
この事務事業の成果を向上させるためにどのような工夫をされましたか	4年間の振り返り	要綱改正により成果の向上を図った。		
	後期に向けた課題	要綱改正の周知を図る。		
コストを削減するためにどのような工夫をされましたか	4年間の振り返り	相談窓口は市町村に必置であり、相談業務量は発生するため削減は困難であった。		
	後期に向けた課題	相談窓口は市町村に必置であり、相談業務量は発生するため削減は困難である。		
受益者負担の程度、市が関与する程度は適切でしたか	4年間の振り返り	市長申立てを利用する者においては負担能力に応じて求償権を行使する。また、負担能力がない場合、後見人等の報酬については家庭裁判所が決定する。		
	後期に向けた課題	受益者負担は要綱の規定とおりとする。		
多様な主体の役割の発揮状況 ①その主体は誰で、どのような役割を果たしましたか。 ②その主体が役割を発揮するために、行政はどのような働きかけをしてみましたか、又は、配慮してきましたか	4年間の振り返り	地域包括支援センターの社会福祉士が専門性を発揮して相談業務を行っている。行政も地域包括支援センターと連携して対応してきた。		
	後期に向けた課題	相談・支援の拡充を図るため、関係する団体(みなみ信州後見支援ネット)と連携を図っていく。		
全体を通じて	4年間の振り返り	事業要綱の見直し・改正により、支援を充実させることができた。		
	後期に向けた課題	事業自体は利用しやすいものとなったが、第三者後見の担い手が不足しており大きな課題となっている。		

7 「対象」「意図」「結果」の関係の確認

事務事業を統合・分割する必要はありますか	ない	対象や意図を修正する必要がありますか	ない	成果指標や指標値を修正する必要がありますか	ない
----------------------	----	--------------------	----	-----------------------	----

8 総合評価・次年度の事業の方向性改善の計画

<input type="checkbox"/> 完了	<input type="checkbox"/> 拡大	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 別事業に統合	<input type="checkbox"/> 休止廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 目的見直し	<input type="checkbox"/> 事業のやり方改善
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	---------------------------------	-------------------------------	--	--------------------------------	-----------------------------------